

令和4年4月「京都府中小企業応援条例」の一部改正について

1 改正の理由

中小企業を取り巻く社会経済情勢（産業の分業体制の担い手不足、社会の諸課題や経済情勢の著しい変化等）を踏まえ、中小企業の経営の安定等を図るため、所要の改正を行ったもの。

2 主な改正点

(1) 社会・経済情勢を踏まえた見直し

○中小企業を振興する目的に関して、産業の社会的分業体制を支える中小企業の担い手不足、社会経済情勢の著しい変化に対応できる持続性の高い産業構造の構築の必要性が増す中で、経済のみならず産業基盤及び地域社会の維持形成、社会課題の解決において、スタートアップ企業を含む中小企業が重要な役割を果たすものであることを追記

（第1条）この条例は、地域の経済及び雇用の重要な担い手である中小企業の果たす役割が、府の経済のみならず産業基盤及び地域社会の維持及び形成並びに社会の諸課題の解決にとって重要であることに鑑み、中小企業の経営の安定等に関する施策を総合的に実施することにより、中小企業の振興を図ることを目的とする。【下線部追加】

○経営基盤の強化等に関する支援について、中小企業の担い手不足をはじめ、グローバル競争や技術進展が加速する中で、単独企業に関する支援に加え、事業継続や生産性・付加価値向上のための企業連携等に関する支援を追加

（第4条）府は、経営基盤の維持及び強化を図ることにより、中小企業の経営の安定、再生及び承継を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。

（7）他の事業者、大学その他の研究機関等との連携に資するための支援【項目追加】

○創業等の促進のための事業環境の整備について、研究開発、人材確保、資金供給、販路拡大、情報提供等に関する支援に加え、先端技術等の実証機会の提供及び教育機関と連携した起業教育の推進に関する支援を追加

（第13条）府は、事業環境の整備を図ることにより、創業等を促進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

（1）研究開発、技術の実証等に必要な施設の提供その他の支援【下線部追加】

（5）学校その他の教育機関等と連携した起業に関する教育の推進【項目追加】

（第16条）府は、中小企業を支える人材の育成及び確保を図り、優れた技術及び技能の継承並びにこれに必要な他の事業者との連携等を支援するため、次に掲げる施策を実施するものとする。【下線部追加】

（2）失効期限の延長

令和4年3月31日で失効する第3章第1節（研究開発等事業計画の認定及び支援）及び第15条（知恵の経営の支援）について、失効期限を令和9年3月31日まで5年間延長

3 施行期日

令和4年4月1日から施行